## 不利益処分の処分基準

部	課3	室 等	名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名				森林経営計画の認定の取消し
根	拠	法	令	森林法
根	拠	条	項	第16条
連	絡 先		先	(電話 621-5245 )
処分基準	基		準	市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。 1 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。 2 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。 3 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。 参考条文 第11条 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。 (1)第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2)第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に原式。それぞれ次に定める基準に適合していること。
	参	考	事項	応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準
	設定	官等年	月日	平成26年8月1日設定(平成年月日最終変更)